

23231

愛知県

田原市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
田原市企業立地 奨励金交付要綱	H14. 6 H15. 1 改正 H15. 8 改正 H17. 1 改正 H19. 6 改正 H22. 9 改正 H25. 4 改正 H27. 5 改正 H28.12 改正 R2.1 改正 R2.7 改正 R2.7 改正 R2.12 改正 R4.10 改正 R6.3 改正	指定区域内において事業所の新設又は増設を目的として ・新たに土地を取得するもの ・新たに土地を愛知県企業庁から土地リース制度の適用を受けて借り受けたもの ・家屋を建築(増築により床面積が増加する場合を含む)するもの ・土地又は家屋を貸借し、当該土地又は家屋内に償却資産(太陽光、風力、火力及びガスタービン発電設備は除く。)を新たに取得し、設置するもの ※指定区域 田原浦鬼塚地区、東三河臨海田原1区、田原2区、田原4区、田原浦片土地区画整理事業区域 ※土地の取得を伴わない場合は、家屋と償却資産(太陽光、風力、火力及びガスタービン発電設備は除く。)の取得費用の合計額が大企業で1億円、中小企業で5,000万円以上であること ※対象期間 H14.1.2 から R8.3.31 までの間に土地、家屋、償却資産を取得すること	奨励金 ○対象事業者が固定資産を取得後、該当の固定資産に係る固定資産税が課される年度の翌年度からそれぞれ3年間交付 ○限度額 なし
企業再投資促進 補助金制度	H24.7 H27.4 改正 H30.4 改正 R3.1 改正 R6.3 改正 R7.4 改正	20 年以上、田原市内に立地する工場等を有する企業で、工場や事業所等の新增設などの再投資を行う中小企業 1 対象分野 次世代自動車関連(自動車関連を含む)、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連、愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に規定する集積業種の分野(東三河地域に係る部分に限る) 2 交付要件 (1)投資規模要件…1億円以上 ・補助率:10%以内(みなし大企業は8%以内) ・限度額:10 億円(内県支援分5億円)	○対象経費 ・固定資産取得費用(土地代を除く) ・新增設に係る工場建設費 ・機械設備装置費(工場改修に係る経費含む)

		・常用雇用者:10 人以上(25 人未満は県支援分なし) (2) 投資規模要件…5千万円以上1億円未満 ・補助率:5%以内(市の補助のみ) ・限度額:500 万円(市の補助のみ) ・常用雇用者:10 人以上 3 交付条件 ・申請にあたっては、(1)(2)とも愛知県、または市の審査会の認定が必要です。 4 対象期間 平成24年7月1日～令和9年3月31日	
--	--	--	--